

平成 21 年 4 月 7 日

今後の臨床研修制度に対する日本小児科学会の意見

日本小児科学会からの要望

1. 医師臨床研修制度の基本理念に照らし、すべての研修医が小児科を「必修科目」として研修すること、また、将来小児科医を志望する研修医には3か月以上の研修期間を義務づけることを要望します。
2. 臨床研修制度のあり方等に関する検討会において、小児と女性のための医療を代弁する委員が含まれないことは社会的公平性を欠いており、是正を求めます。
3. 臨床研修病院における研修医の募集定員について。将来小児科医及び産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた臨床研修病院において、当該プログラムの定員に応募数が満たなかった場合であっても、臨床研修病院全体としては他の研修プログラムに振り替えて定員が確保できるような、柔軟な措置を講じていただくことを希望します。

1. 平成16年度に義務化された医師の臨床研修制度の基本理念には「プライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得」が掲げられ、研修医が小児医療を経験することはこの理念に基づく重要な研修項目であります。しかるに、今後の臨床研修制度として提示された案は、一部の研修医が小児医療に触れる機会を奪うものです。子どもを診ることをまったく経験しない医師が多数生まれることとなります。この案はまた、研修医が将来小児科医を志すきっかけとなる経験をも奪ってしまいかねません。

2. 卒後初期臨床研修制度の必修化は、医師の地域偏在、特定の診療科の医師不足を顕在化、加速させるきっかけとなり、こと周産期医療、小児医療に関しては「医療崩壊」が現実のものになりました。このような現状において、臨床研修制度見直しを目的とした検討会の委員に女性や小児のための医療の代弁者が含まれていないことに対して、日本小児科学会は強く抗議いたします。

3. 新しい臨床研修制度案では、研修医の募集定員が一定数以上の臨床研修病院は、将来小児科医及び産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けることが示されています。このような研修プログラムに定員を設けて募集したとしても、必ずしも定員が満たされるとはかぎりません。この場合、臨床研修病院全体としては定員割れとなってしまうおそれがあります。また、定員割れをおそれて新たな研修プログラムを設けることに躊躇せざるをえない施設もあります。したがって、小児科医または産科医希望者のための研修プログラムが定員に満たない場合でも、他の研修プログラムへの応募者を合わせて臨床研修病院全体の定員が確保できるような柔軟性のある措置を講じていただくことを希望します。

東京都文京区後楽 1-1-5

第一馬上ビル 4

社団法人日本小

会 長 横

